

## 令和3年度法定代理受領通知について

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知することとされているため、報告します。令和3年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（下記参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。

令和3年度 公定価格（一人当たり月額）

単位：円

施設名	認定区分	各月単価	0歳児		1・2歳児		3歳児		4・5歳児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
山崎北こども園	2・3号	4月	193,650	190,440	110,570	107,360	59,170	55,960	42,950	39,470
		5月	193,640	190,430	110,560	107,350	59,160	55,950	42,940	39,730
		6月	193,620	190,410	110,540	107,330	59,140	55,930	42,920	39,710
		7月	193,610	190,400	110,530	107,320	59,130	55,920	42,910	39,700
		8月	193,610	190,400	110,530	107,320	59,130	55,920	42,910	39,700
		9月	193,620	190,410	110,540	107,330	59,140	55,930	42,920	39,710
		10月	193,620	190,410	110,540	107,330	59,140	55,930	42,920	39,710
		11月	193,620	190,410	110,540	107,330	59,140	55,930	42,920	39,710
		12月	193,620	190,410	110,540	107,330	59,140	55,930	42,920	39,710
		1月	193,520	190,310	110,440	107,230	59,040	55,830	42,820	39,610
		2月	193,520	190,310	110,440	107,230	59,040	55,830	42,820	39,610
		3月	194,150	190,940	111,070	107,860	59,670	56,460	43,450	40,240
		施設名	認定区分	各月単価	満3歳児		3歳児		4・5歳児	
山崎北こども園	1号	4月	197,240		197,240		180,280			
		5月	199,590		199,590		182,630			
		6月	199,590		199,590		182,630			
		7月	199,590		199,590		182,630			
		8月	199,590		199,590		182,630			
		9月	199,590		199,590		182,630			
		10月	199,590		199,590		182,630			
		11月	199,590		199,590		182,630			
		12月	199,590		199,590		182,630			
		1月	198,480		198,480		181,520			
		2月	198,480		198,480		181,520			
		3月	208,350		208,350		191,390			

※副食費免除の場合 （1号）各月単価に、給食実施日数（20日以上は20日）×225円 （2号）各月単価に、4500円 を加算